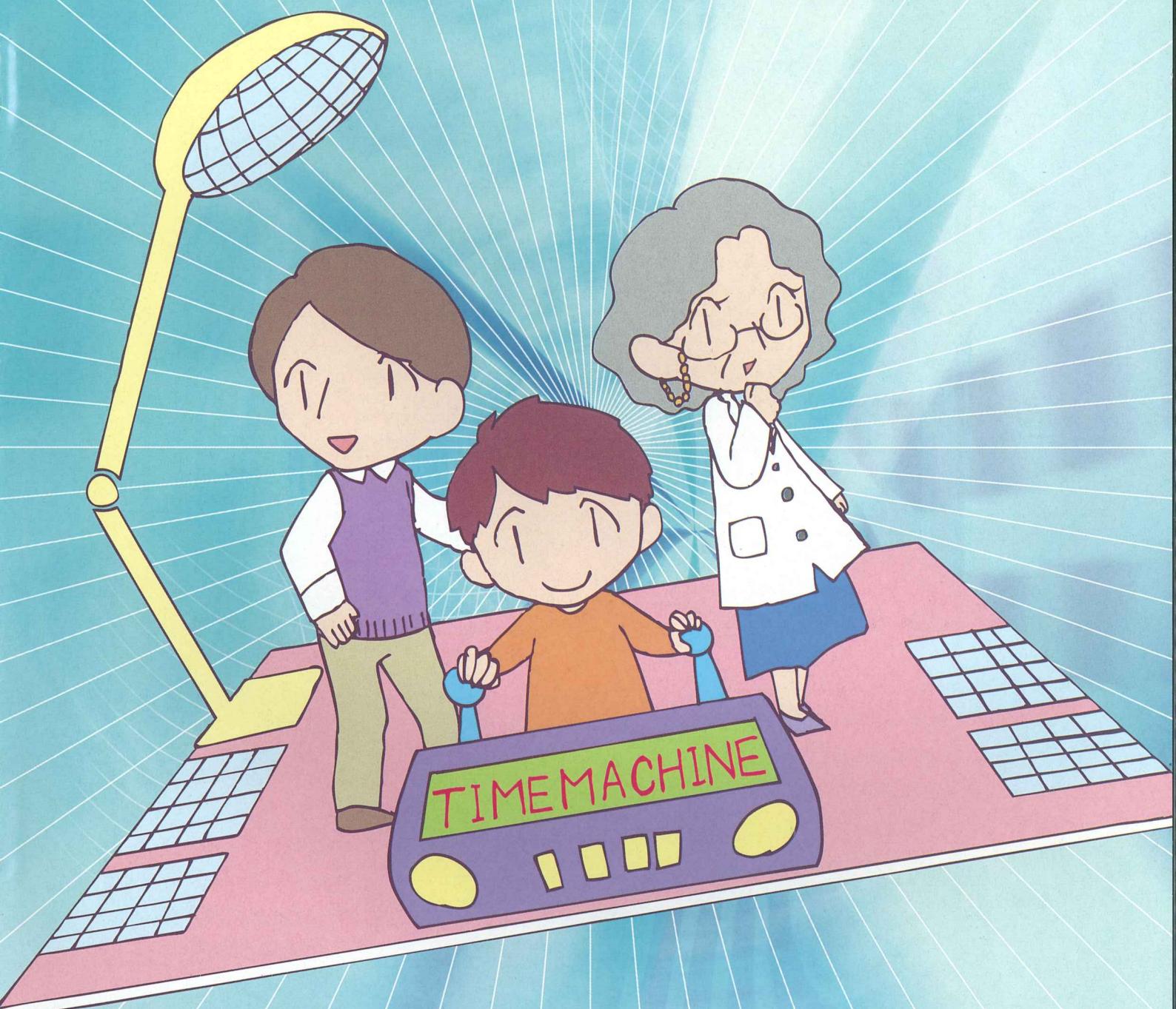


あか 明るいあしたのため

ただ つた
正しく知る、正しく伝える、みんなで考えよう。



広報なかがわ 人権・同和問題特集号 No.33
2014年7月1日発行

室町時代

ケンちゃんとお父さんは
中世(室町時代)にタイム
スリップしてきました…



けがれとは…

たとえば、天変地異が起こって自然界の秩序が崩れることや、災害や不幸、誰かが死んだり傷つくことによって、日常のバランスのとれた状態が崩れてしまうこと。

室町時代にわづくめいじん「善阿弥」という人がいました。八代将軍足利義政も、彼の技術をよく愛していました。有名な銀閣寺などの庭も、彼と彼の子「小四郎」、そしてその孫「又四郎」の三代によって完成されたと言われています。善阿弥の孫「又四郎」という人も、また祖父と同じように庭造りの名手であり、その技術は高く認められていました。ある日、彼は、相国寺の「周麟」という親しいお坊さんに、次のようなことをつぶやきました。

「私は、人々から差別される立場にあることを心から悲しいと思う。ゆえに、誓って生き物を殺さないようにしている。この言葉を聞いた周麟は、その日の日記に次のように書いています。『又四郎こそ人間である。』」

又四郎のつぶやきが出てくる左の資料は、「鹿苑目録」という本にのせられていたもので、賤視された人間の言葉として、歴史上、一番最初にあらわれたものだと言われています。当時多くの禅宗寺院の庭を造ったのは河原者と呼ばれた人々でした。なかでも、善阿弥の技術は高く評価され、当時の將軍に寵愛を受けていました。そのような人々は、將軍の権威を背景に社会的地位を高めていくのですが、社会的賤視を逃れたわけではなかったのです。※賤視…見下して見ること

死や出血に関わって差別されるつていうなら、武士の方が関わってると思うけど、武士は差別されないんだね。なんだか変なはなしになってしまった。

けがれを取り除く仕事

- 不正常な状態を、正常な状態にもどす
- けがれが伝染するのを防ぐ

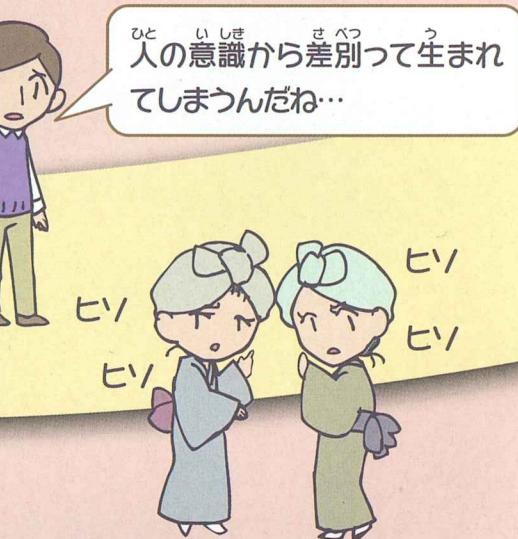


中世では、自分たちにはない力をもつた「特別な人たち」として皆から必要とされていたよ!



特別な能力を発揮して仕事をしていたんだ

でもだんだんと、「特別な人」って気持ちが「自分とはちがう人」に変わってしまったみたい



まとめ

自然現象(災害・死等)に対するおそれ

- 神に奉仕する仕事
- 庭園造りなど
- 人や動物の死体の片付け
- 科学変化を扱う仕事
(鍛冶屋・染物屋等)

けがれを取り除く力をもつている「特別な人」

自分たちとは違う存在

敬遠・排除

社会に必要な産業や技術
生活を支える大切な仕事

畏敬・畏怖

※畏敬…崇高なものや偉大な人をおそれらやむこと
※畏怖…大きいおそれのこと、おそれかしこまるこ

つぎ 次は近世だよ

近世 (江戸時代~)



見て、お父さん。
身分は実際に住んでいる
場所で分かれていたんだよ。

あつ!! 本当にね。
歴史の研究が進んでいろいろ
なことが分かつてきたんだね。



~身分制度~



江戸時代に入ると、幕府は人々の中にあった賤視観を利用し、身分制度を政治的・制度的に確立し、固定化しました。武士・百姓・町人・その他の身分の人々と身分が分けられていました。各身分の中には階層があり、武士の頂点は將軍であり、百姓や町人などの頂点には本百姓や地主・親方など複数存在していました。

昔の学校の教科書では土農工商という言葉を使い、身分の上下関係があるような表記や図を使っていました。しかし、近年歴史研究が進み、土農工商という言葉は中国の古い言葉を用いたもので、社会が4種類の民に大別されるという意味だったことがわかつてきました。

その他の身分の人たちの暮らし

~その他の身分の人々がたずさわっていた仕事~

- 農業
- 皮革業
- 履物づくり
- その他に運送業、竹製品の製作販売、染め物、砥石づくり、ろうそくなどの灯心づくり、薬売りや医者、渡し守、芸能

さまざまな仕事を通して、当時の人々の生活に必要なものをつくり、豊かな暮らしをしていたようです。

差別の強化

江戸時代後期では、江戸幕府や諸藩は、商人の台頭による支配体制の揺らぎとともに、差別された人々の差別に対するさまざまな抵抗の動きに対して、政策を強化してきました。

~差別政策の例~

- その他の身分の人々の商売を「商人にまぎれこんで呉服や染物類を商っているのは不届きである」として禁止された(長州藩)
- その他の身分の人々に、道を歩くときは必ず端を歩くよう強制した。(阿波藩)

差別撤廃への闘い

当時の差別に対する抵抗運動の最大のものとして、1856年岡山藩で起こった「渋染め一揆」があります。岡山藩は、庶民一般に僕約令を出しましたが、その他の身分の人々には「別段御触書」として、衣類規制などの不当な差別を強制したこと千数百人が強訴に集まりました。武器も持たず、一切の暴力を用いずに、多数の犠牲が出ましたが、ねばり強い交渉の末、ついには要求を勝ち取ることとなりました。

その他の身分の人々は、農民や町人と同等の生活をしており、別段御触書をどうしても受け入れることができませんでした。渋染め一揆は、他の身分の人々が農民や町人と同等の権利を主張し、差別の撤廃を求めた闘いでした。

つぎ
次は近代に
行ってみよう!

うん!!



近代 (明治時代～)

1871年
解放令

明治政府は1871年(明治4年)、「太政官布告(いわゆる解放令)」を出し、江戸時代から続いた身分制度を廃止しました。

しかし、この解放令が出された直接の動機は、近代国家の仲間入りを急ぐ日本にとって、法律・制度上の差別があると欧米に対して言い訳ができなかつたためであり、外国に対して国の対面を保つという对外的な思惑からでした。そして、政府は解放令を出したものの実質的な解放政策をまったく行いませんでした。

また、解放令により被差別部落以外の人々は、被差別部落の人々と自分たちとの「身分差別」がなくなることに憤慨し、西日本を中心に各地で反対一揆(解放令反対一揆)を起こして、被差別部落の人々に危害を加えました。

さらに、被差別部落の人々は、それまで認められていました死牛馬処理等の職業上の特権を失い、資本家に仕事を奪われた上、新たに納税や兵役、教育などの義務を課せられ、生活はだんだん苦しくなっていました。

1951年
オールロマンス事件

1951年(昭和26年)、京都市の職員が雑誌「オールロマンス」に被差別部落の実態を極めて差別的に描寫した小説を寄稿しました。

これに対して、部落解放委員会(部落解放同盟の前身)は、京都市と話し合いを行いました。そして、京都市の地図に道路の整備がされていない地域や教育面、衛生面で改善が遅れている地域などに○印をつけていった結果、○印の地域が被差別部落の地域と多く重なり、この現状を放置してきた行政の責任が問われました。



この事件が同和行政への取り組みを推進させるきっかけになつて、先の人権の世紀につながっています。



解放令が出来され、差別がなくなると喜んでいた被差別部落の人々でしたが、差別はなくなるどころか、実際には、職業、結婚、居住など多くの面で差別は根強く続きました。

1922年
全国水平社の結成

1918年(大正7年)に起こった米騒動をきっかけとして社会運動が高まり、差別と貧困に苦しんでいた被差別部落の人々の中にも、手と手をつなぎ、団結して部落差別をなくそうという考え方方が強まっていきました。被差別部落の人々は、同情や慈善から行われた融和政策や融和運動でなく、自らの手で人間としての平等を勝ち取り差別を撤廃するための運動(部落解放運動)を進めていきました。

そして1922年(大正11年)、京都で「全国水平社」が結成され、この運動は全国に広がつていきました。

しかし、全国水平社が設立され、基本的人権を保障した日本国憲法が1947年(昭和22年)に施行された後も、部落差別に関する事件は後を絶ちませんでした。



全国水平社結成後の解放運動で、憲法で定められていく基本的人権の確保のための「教科書の無償化」の開始や、プライバシー保護としての「戸籍公開の制限」を勝ち取ることができました。



ケンちゃんとお父さんはタイムスリップから戻ってきました…

知っていたつもりだつたけど、知らないこともいっぱいあつたね



僕も学校で習つたけど、知らないことがたくさんあつた



そついえば、「オールロマンス事件」が同和行政への取り組みを推進させるきっかけって言われてたけど、事件の後どうなつたんだろ?



今は、特別対策として実施するための法律は廃止されていますが、まだまだ同和問題の解決はできていないため、施策の実施や教育、啓発を推進しています。

まとめ

今回の特集号では、中世・近世・近代と被差別の歴史の一部をみてきました。今から考えると、科学的根拠のないがれ観や賤視観などによる民衆の意識が差別や偏見を生み、江戸幕府により身分制度が確立する中で民衆のこのような意識をうまく利用して幕藩体制を維持していたこと、解放令以後、行政が積極的な解放政策を行つてこなかつたことがわかつていただけたと思います。このことからも、同和問題の解決は行政の責務であり、国民的課題であることは明らかです。行政はもちろんのこと、私たち一人ひとりが同和問題解決への歩を進めていかなければなりません。日本における人権宣言と言われる水平社宣言では、最後に「人の世に熱あれ、人間に光あれ」と記されています。個人だけではなく、人と人との間にあるすべてのものに光があたることで、人と人が平等になるという意味が込められています。

私たち一人ひとりはかけがえのない素晴らしい存在です。その素晴らしい存在である人と人の間に差別や偏見があるのであれば、一人ひとりを尊敬することによって取り扱うことはできます。

21世紀は人権の世紀です。

部落差別をなくし、人権を大切にするまちづくりを、みなさんとともに。



がつ どう わ もん だい けい はつ きょう ちよう げつ かん
7月は同和問題啓発強調月間です。
ただ し ただ つた かんが
正しく知る、正しく伝える、みんなで考えよう。

じん けん かん そう だん まど ぐち
人権に関する相談窓口

ふく おか ほう む きょく ちく し し きょく
福岡法務局 筑紫支局 092(922)2881
な か がわ まち じゅう みん せい かつ ぶ じん けん せい さく か ない せん
那珂川町住民生活部人権政策課 092(953)2211(内線182・183)

発行：那珂川町
編集：那珂川町同和問題等啓発資料編集委員会
印刷：株式会社ディスジャパン